

医療法人における「寄附金」の取り扱い

「寄附をしたいんだけど法人で支払ってもいいですか?」という質問をよく頂戴するのですが、法人税法においては寄附金の損金算入に一定の制限が設けられており、寄附金の種類によっては個人で寄附をする場合と比較して、税金上のメリットが少なくなってしまうケースもあります。以前、個人の寄附金の取り扱いをご紹介しましたが、今号においては「**法人の寄附金の取り扱い**」にスポットをあて、ご説明いたします。

まずは寄附金の種類を簡単に列挙します。

I. 寄附金の種類

①国又は地方公共団体に対する寄附金

②指定寄付金

公益法人等、公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したものと

③特定公益増進法人に対する寄附金

教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人に対するもので、その主たる目的の業務に関連するもの(「公益社団(財団)法人」「学校法人で一定のもの」「社会福祉法人」「日本赤十字社」「独立行政法人」)

④特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

⑤認定NPO法人等に対する寄附金

⑥政治活動に関する寄附金

⑦上記以外の一一般の寄附金

II. 所得税と法人税の寄附金税制比較

上記種類をご確認頂いた上で、下記の「**所得税と法人税の寄附税制比較表**」をご覧ください。

まずは所得税についてですが、寄附金額から2,000円を差し引いたものが全額所得控除となります。所得税はご承知の通り累進税率ですから、先生方の所得では少なくとも30~45%の税金が節税となります(上記Iの①~⑥の寄附金が対象で、それ以外の寄附金については控除対象外です。③の一部及び⑤⑥については「**税額控除**」との選択も可能ですがここでは説明を割愛いたします)。

種類	所得税	法人税
①国・地方公共団体	特定寄附金として、一定の金額を所得控除	支出額の全額を損金算入
②指定寄付金		
③特定公益増進法人	寄附金額(年間所得合計額の40%限度)-2,000円=寄附金控除額	「寄附金合計額」と「特別損金算入限度額(*1)」とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入(一般の寄附金とは別枠)
④特定公益信託		
⑤認定NPO法人等		
⑥政治活動		
⑦その他一般	所得控除されない	「損金算入限度額(*2)」の範囲内で損金算入

では法人税の方はどうか。まずは「**比較表**」をご覧ください。寄附金①②については全額が経費となりますので、所得税と

ほぼ扱いは同じと判断して頂いて結構です。注意すべきは寄附金③~⑦に対する取り扱いです。表中にある法人税の「**損金算入限度額の計算式**」(*1)(*2)は下記の通りです。

$$\text{(*1)特別損金算入限度額 (③~⑤の寄附金対象)} \\ = [\text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数} \div 12) \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%] \div 2$$

$$\text{(*2)損金算入限度額 (⑥⑦の寄附金対象)} \\ = [\text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数} \div 12) \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%] \div 4$$

以上のように**資本金額と所得(利益)の状況によって損金算入限度額が計算されます**。例えば資本金:1,000万円、法人所得:500万円、支出した寄附金額(日本赤十字社③に該当)50万円の前提条件で計算しますと**50万円の内17.5万円しか損金算入できない結果**となります。

さらに、寄附金が⑦の一般寄附金に該当する場合には**50万円の内3.75万円しか損金算入できない結果**となります。

【注意】平成19年4月1日以降設立の「**新法の医療法人**」は、**資本金を有しない法人**となるため、上記の計算式から**資本金に係る要素が除外され**、**損金算入限度額の計算がもう少し有利になる**点も付け加えておきます。

$$\text{(*1)特別損金算入限度額} = \text{所得金額} \times 6.25\%$$

$$\text{(*2)損金算入限度額} = \text{所得金額} \times 1.25\%$$

以上、**法人での寄附においては**、寄附金の種類、資本金、法人所得等に応じて経費にできる金額が違ってくる点、個人で寄附する場合と比較して、**税率の観点から税金上のメリットは小さくなる傾向がある**点をご理解ください。

III. 法人で寄附をする場合の注意点

「**理事長の出身大学(その医局等を含む)**」あるいは「**ご子息が通っておられる大学**」等から寄附を求められ、その案内に法人での寄附も可能である旨記載されているため、法人での寄附の妥当性についてご質問を頂戴する場合がありますが、寄附金の種類が何であれ、大前提として「**法人がその寄附をすべき業務上の合理的な理由があるかどうか**」がポイントとなります。上述した事例の場合、例えば「**法人と大学医局間に人的な交流があるようなケース**」は、法人で寄附をすることの合理性は説明できますが、そのような積極的な理由が説明できない「**単なる出身大学への寄附**」や業務関連性とはほど遠い「**ご子息の学校への寄附**」等は、役員個人への給与(損金不算入)とみなされる可能性がありますのでご注意ください。

税法とは別の観点ですが、医療法人での寄附金支出自体が「**医療法で禁止されている配当にあたる**」と指導する都道府県もありますので、寄附をされる場合は、法人より**個人で支出される方が問題は生じにくい**と言えるでしょう。